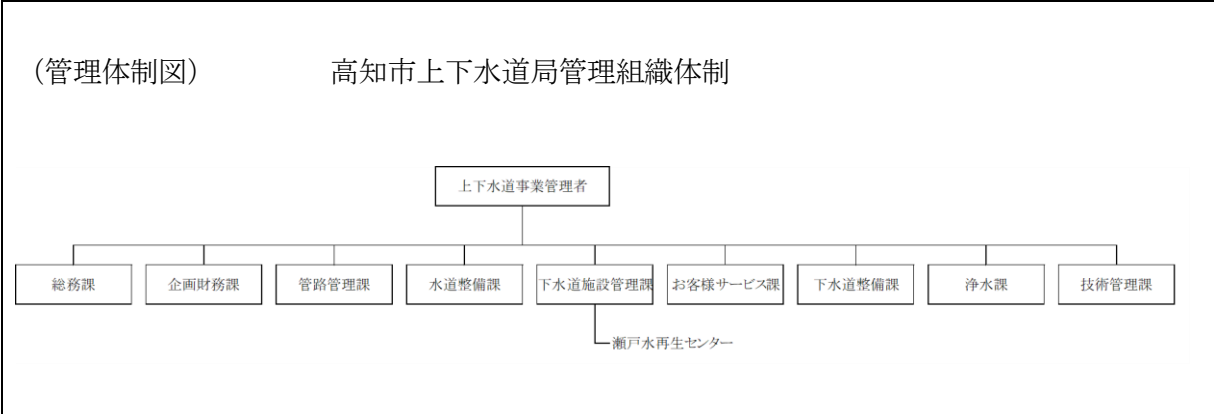


(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和8年6月23日 高知市長 殿 提出者 住 所 高知市針木北一丁目15-20 氏 名 高知市上下水道事業管理者 山本三四年 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 088-882-4538 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	高知市瀬戸水再生センター
事業場の所在地	高知市瀬戸1丁目2番105号
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	下水道施設維持管理業(3631)
②事業の規模	汚水処理量 2,148,070 t/年
③従業員数	18人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生する産業廃棄物は汚水処理工程からの下水汚泥である。最終沈殿池で発生する汚泥は常圧浮上濃縮設備で濃縮を行う。これに、最初沈殿池で発生する汚泥を合わせて、中間処理(脱水)を行う。脱水の残さである脱水ケーキのセメント原料化を産業廃棄物処理業者に委託して行う。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和7年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	12,810 t	t
	(これまでに実施した取組) 汚水処理施設の適切な維持管理及び汚水処理工程の見直しを行い、発生汚泥の性状を安定させている。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	13,600 t	t
	(今後実施する予定の取組) 汚水処理施設の適切な維持管理及び水質管理の技術の向上に努め、汚水処理の安定化を図ることで、汚泥の発生容量を抑制して行く。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和7年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	11,598 t	t
	(これまでに実施した取組) 中間処理（脱水）設備の前段に常圧浮上濃縮設備を設置し、脱水機に供給する汚泥の性状を安定化した。また、脱水に使用する高分子凝集剤の選定及び使用量の適正化に努め、脱水効率を向上させ、残さ（脱水ケーキ）の減量化を図ってきた。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	12,300 t	t
	(今後実施する予定の取組) 中間処理（脱水）設備に供給する汚泥の性状を安定させ、高分子凝集剤使用量の適正化を徹底し、脱水効率を向上させ、残さ（脱水ケーキ）の減量化に努める。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和7年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全 処 理 委 託 量	1,212 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	1,212 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	安定した処理を行うため、適正な委託契約を締結し、収集運搬から処分に至るまでを確認するとともに、問題があれば改善の指導を行った。周辺住民に配慮して、臭気対策を行ってきた。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全 処 理 委 託 量	1,300 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,300 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 受託業者が業務を遂行しやすいように、安定した性状の廃棄物(脱水ケーキ)を排出するよう努める。 受託業者との連絡を緊密に行い、業務が適正に行われていることを確認する。		
※事務処理欄			

備考

1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。